

## 会議録要旨

会議名	令和7年度第4回港区特別職報酬等審議会
開催日時	令和7年11月10日（月曜日） 午後6時から午後7時30分まで
開催場所	区役所4階庁議室
委員	（出席者） 古川史高・白井浩之・河合智・田中泉・中野智江子・秋田恵・辻村法泰・ 栗山由美・堀信子  （欠席者）芝耕太郎
事務局	総務部長、総務課長、総務係長、総務係員
その他出席者	なし
傍聴者	なし
会議次第	（1）報酬等の改定の適用日について （2）答申（案）について （3）その他
配付資料	〔席上配付〕 資料1 各区における月例給の適用日一覧（遡及なし） 資料2 一般職員の月例給、特別給、退職手当について 資料3 特別職等の交代年度における過去の答申について 資料4 港区特別職報酬等審議会答申（案） 資料5 第3回 会議録要旨
会議の結果及び主要な発言	

会 長	1 開会 本日、内容を確定させ、次回は答申案について協議する予定。 政務活動費については継続審議とする。
総務課長	配付資料の説明
	2 議題 (1) 報酬等の改定の適用日について
総務課長	資料1、資料2、資料3についての説明
A 委員	資料1は事務局が各区の担当者にヒアリングした結果ということか。
総務課長	各区の答申をもとに、月例給の適用日を遡及していない区の担当者にヒアリングした。
A 委員	慣例的という言葉が散見されるが、決まった文書があるわけではなく、担当者からの口頭での回答ということか。
総務課長	そのとおり。
A 委員	適用日を変更する合理的理由は、他区のヒアリングでも見当たらないので、いままでどおり、4月1日適用でよい。
会 長	途中で特別職等が交代した場合についてはいかがか。
総務課長	まずは適用日を遡るかについて議論いただき、その上で特別職が交代した場合の適用について、遡るのかという議論が発生すると思う。
B 委員	変えなければいけない理由は見つからないが、もう少し考えたい。
C 委員	前回までは遡及してもよいと考えていたが、改めて議論した上で、未来日に変えてもよいと思う。
D 委員	結論から言うと、将来日付でよいと思う。資料3で、過去遡及して退任者には払わないという細かいコントロールをしているが、将来日付にすることでシンプルになる。本審議会の議事録を見た人にもわかりやすい整理だと思う。
E 委員	はっきりとは言い難いが、未来にするほうがすっきりすると思う。
F 委員	他自治体にも説明できる基準により答申を出すのがよい。未来日が良いと思う。
G 委員	遡るのが良い。
H 委員	答申後速やかに実施するとして、12月1日が妥当だと思う。
A 委員	特別職の給料について、生活給的要素はないと言えるのか。 例えば、区議会議員の場合、別途自分の仕事があり、議員として活動できるからよいということなのか、議員一本でやっている人からすれば生活的要素は十分にあると思う。

総務課長	<p>特別職の給料の位置づけというものを調べたが、明確な答えは見つからなかった。考え方として、生活給的要素も否定できないが、一方で業務に対しての責任という位置づけもあるため、一概に全てが生活給とは言えないが、要素がないのかといわれると否定できない。</p> <p>補足として、特別職については退職手当があるが、区議会議員には支給されない。明確に生活給的要素はないとまで言い切っているのかには疑問があるが、一般職と特別職の差というものはあると考えている。</p>
F 委員	一般職は給料で、特別職は報酬なので、そこが違うのではないかと。
B 委員	再協議をした上で未来日としたというのがよいのではないかと。
総務課長	港区の条例上は、給料と規定している。意味合いとして一般職と同様かと言われると難しい。
G 委員	長く区と関わっているが、特別職をはじめ職員の仕事ぶりを見ている。できれば下げないで支給したい。遡及した方がよい。
会 長	12月1日を適用日とするべきとする委員が6名いる。仮に12月1日を適用日とする場合の理由としては何を挙げるべきか確認したい。
B 委員	勧告は一般職員を対象にしていることが強い理由。他区の理由も参考になる。
C 委員	一般職員と比較して、特別職は生活給的要素が少ないということ。
D 委員	特別職は一般職と違い、改定内容にかかわらず影響が少ないことから、遡及までして手当しなくてもよい。
E 委員	前提として特別職や議員には選挙や任期があるということ。そして、一般職とは違うという中に、生活給的要素は少ないというイメージ。
F 委員	報酬という表現がよい。生活給的要素については触れないほうがよい。特別職は一般職と違う責任と任期、選挙、議会での同意が必要ということから、未来日にしてよい。勧告は一般職を対象としているというのを明記してもよい。
H 委員	選挙や任期があり、特別職については退職金がある。生活給的要素は少なく、勧告は一般職員を対象としているが、速やかに実施することが適当なので、12月1日くらいがよいと思う。
A 委員	<p>議論の方向としては12月1日ということなのかもしれないが、通常4月1日に遡って昇給していたものが、今年から変わると昇給見送りのようになる。私としては働いた分に対する労務としての対価、報酬であると思うので、4月1日に遡及することがよいと考える。</p> <p>12月1日にした場合、4月から11月までは昇給なしという扱いになるので、12月1日にする必要性はないと考える。</p>
会 長	退任した人への適用というのはどのように考えるのか。
総務課長	仮に12月1日適用となれば、退任した人への適用はないことになる。
会 長	決を採る。

	採決（月例給について12月1日からの適用が多数）
会 長	本審議会としては、12月1日からの適用で決定する。 理由としては、特別職と一般職の違いとして選挙や任期あり、一般職の勧告と同じである必要はないこと。
会 長	次に、特別給について確認する。
総務課長	特別給については12月1日から適用となっている。考え方として、6月分と12月分を合わせて0.05月となっている。そのため、12月現在の在任者については12月分に0.05月引き上げるが、年度途中で就任した人については、昨年度と同様に、半分（0.025月）の引上げになる。年度途中からの場合、一年間分の引上げ月数を全て上乗せはしないとして、資料を作成している。
C 委員	他区から質問を受けた事例はあるか。
事務局	適用日についての問い合わせはない。他の事項についてはある。
会 長	答申は各区ともに公表されているのか。
総務課長	各区とも公表されている。
	（2）答申案について
総務課長	答申案の項番1「はじめに」についての説明 質疑なし
総務課長	答申案の項番2「検討の背景」についての説明
E 委員	令和32年に10万人ほど人口が増えるということか。
総務課長	令和7年度7月に改定した将来人口予測に、長期の人口予測を記載している。
C 委員	もう少し短い期間の人口予測はないのか。
総務課長	毎年出している人口推計もあるので、表現を変えることもできる。
D 委員	人口が継続的に増えることによって、税収等も継続的に増え、安定していくということ伝えるために記載しているのか。
総務課長	全国的には人口減少の状況の中、港区は当面の間、人口が増えることで、税収増という面もあるが、多様な行政需要への対応や財政支出が増えていくということに記載している。
D 委員	特別職の役割が重要であるという説明につながるのか。
総務課長	特別職はもちろん、同じく住民の代表である区議会議員についても同様と考える。

会 長	人口増の説明が後にどうつながるかというのが明確ではないので、令和32年に37万人と記載するより他の表現のほうが良いという意見と考える。検討するように。
F 委員	自治体として負債がないという記載はあるか。港区はたしかここ1、2年で負債がなくなったと記憶している。
総務課長	現時点で区債という借入金がない状態については記載していないので、確認の上、追記する。
F 委員	そこが、特別職が長期的に行ってきた実績だと思うので記載したほうがよい。
総務課長	答申案の項番3「審議」についての説明
会 長	労働の対価として支払われる金銭と記載しているが、今までの議論からすると違和感がある。労働としての対価というものを否定するものではないが、表現を検討してほしい。
H 委員	特別職は責任の対価、結果の対価だと思う。
総務課長	文章を整理する。
総務課長	答申案の項番4「結論」及び項番5「おわりに」についての説明
B 委員	5頁の下から3段落目、期末手当については、モチベーションを維持するため効果的という記載について、選挙で選ばれる人には適切ではないと思うので、職の重責を再認識するなどの表現にしてはどうか。
会 長	表現を検討してほしい。
総務課長	承知した。
D 委員	5頁の上から3段落目の引上げ幅の記載について、一般職の引上げ率より低くてもよいという議論のことを記載していると思うが、わかりにくい印象なので修正したほうがよい。物価高騰のあおりを受ける一般職を対象としたものであり、勧告とは別の率を適用とすべきという記載がよいのではないか。同じ頁の上から5段落目、特別職及び区議会議員の職責の重要性及び年齢層を踏まえという記載について、特に議員の年齢層は幅が広いので、年齢層という記載ではなく、処遇や報酬など、ふさわしいものを貰っているという表現がよいと思う。
会 長	年齢層についてはあまり議論がなかったと記憶しているので、修正を求める。
総務課長	承知した。
F 委員	今年度、本答申以降に答申を出さないのであれば、諮問を受けている政務活動費についても、議論をした上で引き上げないという旨を記載したほうがよいのではないか。改めて答申するのか。
総務課長	現時点ではまとまった形では結論が出ていないので、記載してしなくてもよいと考える。

会 長	審議会として議論をしたということについて記載したほうがいいのではないかと いう意見である。
F 委員	審議会として答申を出すのが、昨年度1回、今年度1回ということであれば、今 回記載して、議論をしたということについて記載すべきと考える。
A 委員	今回の答申ではなく、来年の任期中までに別で答申すべき。今回は、項番1に諮 問事項のうち、区議会議員の議員報酬及び期末手当並びに特別職の給料及び特別 職の期末手当の額等について審議し答申するとして、答申する。本答申で諮問さ れた事項を全て答申するというのではないから、任期中にもう一度政務活動費 についての答申を出せばいいと思う。現状としては継続審議で、結論はでていな いということでもいいと思う。
F 委員	継続審議という結論を出したということか。
A 委員	そのとおり。
H 委員	本答申案は年齢についてこだわっているように見える。年齢についての議論して おらず、一般職と特別職の給料の違いを議論したと思う。
会 長	採用について、採用時の給料が低いと人材が確保できないという議論はずっとし ているが、それは一般職の昇給率ということで議論されているところ。それと同 じである必要はないという意味では、年齢層の議論もしているかもしれないが、 記載について整理してほしい。
総務課長	承知した。
C 委員	先ほどの適用日についての議論も加筆するということをお願いしたい。
D 委員	数字の表記について揃えてもらいたい。
A 委員	一定のルールに基づいて記載しているという根拠はあるか。
総務課長	基本的には全角で記載するというのが公文書としては正しいが、現状の記載内容 はまちまちになってしまっているので、統一する。
F 委員	人口については細かい数字を記載するより、おおよそでよい。
会 長	今回、答申案の骨子について承認する。表現については指摘部分を中心に事務局 で修正することで、答申案を確定する。
会 長	本日の審議はここまでとする。
総務課長	今後のスケジュール 修正した最終案を11月17日に送付、19日までに確認してほしい。 次回は、11月21日午前10時30分から4階庁議室で開催。
会 長	3 閉会